
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第5日）

平成30年12月14日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成30年12月14日 午後1時30分 開議

- 日程第1 請願第1号 村道役場線と村道2号線の交差点に信号機設置を求める請願について
- 日程第2 陳情第5号 「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書提出に関する陳情について
- 日程第3 陳情第6号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書について
- 日程第4 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））
- 日程第5 議案第48号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第49号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第50号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第8 議案第51号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第9 議案第52号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第10 議案第53号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）について
- 日程第11 議案第54号 平成30年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第12 議案第55号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第56号 財産の取得について

- 日程第 14 発議第 6 号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書について
- 日程第 15 議案第 57 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 58 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）について
- 日程第 17 議案第 59 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 回）について
- 日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 請願第 1 号 村道役場線と村道 2 号線の交差点に信号機設置を求める請願について
- 日程第 2 陳情第 5 号 「安倍内閣の退陣を求める世界平和 7 人委員会のアピール」を支持する意見書提出に関する陳情について
- 日程第 3 陳情第 6 号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書について
- 日程第 4 議案第 47 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回））
- 日程第 5 議案第 48 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 49 号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 50 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）について
- 日程第 8 議案第 51 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 9 議案第 52 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について

- 日程第 10 議案第 53 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 回) について
- 日程第 11 議案第 54 号 平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算(第 1 回) について
- 日程第 12 議案第 55 号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 13 議案第 56 号 財産の取得について
- 日程第 14 発議第 6 号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書について
- 日程第 15 議案第 57 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 58 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 6 回) について
- 日程第 17 議案第 59 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 回) について
- 日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(9名)

1 番 河 中 博 子	3 番 松 本 二三子
4 番 加 藤 修	5 番 三 島 尋 子
6 番 江 田 加 代	7 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	8 番 井 藤 稔
10 番 山 路 有	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 深 田 珠 生

午後 1 時 30 分 開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは、ここに平成 30 年 12 月第 4 回定例会最終日を開催いたします。

一昨日、恒例の世相を 1 字で表す今年の漢字が、災に決まったところです。全国的に見ても、わが村の 1 年を振り返っても、まことに的を得た 1 文字であると思っております。

いよいよ 12 月定例会、本日 12 日間の日程すべてを終了し、閉会する運びとなりました。皆様におかれましては、年末、年始とあわただしい日々を迎えられると思います。くれぐれもお身体をご自愛いただきたいというふうに思います。

ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1 請願第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 1、請願第 1 号村道役場線と村道 2 号線の交差点に信号機設置を求める請願についてを議題といたします。本請願は本会議において、総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（9 番 松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。会議規則第 94 条第 1 項の規定により、請願報告を行います。

総務経済常任委員会に付託されました請願第1号を、12月7日9時から、委員会室におきまして審査を行いました。出席議員は敬称を略します。加藤、三島、山路、松田の常任委員4人で慎重審議を行い、その審査と結果について報告いたします。

請願第1号、村道役場線と村道2号線の交差点に信号機設置を求める請願は、全会一致で採択すべきとなりました。請願審査に入る前に請願者の杉本さん、重松さんから請願理由と危険な交差点での事故例や、事故の実態などについて説明を受けました。

各議員の審査経過につきましては次のとおりです。最初に、この請願は以前から提出している経緯であるが、解決するまでにさまざまなクリアしなければならない問題もある。行政も必要性は認めている現状で、どれだけ真剣に向き合っていくかが重要である。

次に、交差点で少なくとも双方の車が見えるようになればよいが、幸いにも周辺の木を切っても良いというふうに言われているので、早く解決に向かってほしい。

次に、この問題は村としても非常に重要な案件であり、平成27年にも請願書を出しているが、3年にもなるが未だに良い方向に向かっていない。今後は議員も行政に対し、問題解決に向けての働きかけをすることと、交通安全の観点から地域でもう少し盛り上げていくことが重要である。

次に、この場所で事故を防ぐ一番の方法は、自動車運転手が交通ルールを守っていればこのような問題は起きないが、現実はそのようなことを言っている状況ではないので、早急に現場の環境整備を実施すべきである。

以上、議員全員がこの解決に向けていくことが重要であると認識し、全会一致で採択となりました。以上、報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、請願第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 3番、松本です。委員会が別ですので、少し質問させていただきたいと思います。先ほど委員長の報告がありましたように3年前に、平成27年3月の定例会において、村道2号線と役場線が交差する十字路に信号機設置を求める請願ということで、質疑がなし、賛成討論2名、全員起立で採択されています。

今回また、同じ信号機設置をという請願ですけれども、昨今、子どもを巻き込んだ事故が起きたということで、前回信号機設置がむずかしく、早急の対応としてなされたカラー塗装とか、止まれの看板設置だけでは不十分で、今回はきちんと信号機の設置をということを請願されたとい

うことでいいでしょうか。

○議長（山路 有君） 松田委員長。

○総務経済常任委員長（9 番 松田 悦郎君） 結論からいえばそうなんです、結局は信号機を設置するには、内科横の水路の補強や改修を行いながら、道幅を5メートルにしないと信号機が設置できないということでもありますので、先ほど報告にも言いましたように、議員全員でこの設置に向けて、補修に向けて、改修に向けていくということをお話し合っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） 前回、採択しておりますので、信号機設置というのを約束しているということになるんですけども、3年経過しても設置されないのはなぜか、まだですかというお願いだと思うんですけども、当時採択とした身としてわたしも心苦しいんですけども、信号機設置がゴールだとしますと、議会としてそこに向かっていく気合いはわかるんですが、それでは今までと同じことになってしまうんじゃないかと思うんですけども、議会として、もっとそれ以上できるということが、委員会の中の話し合いの中で出たのか教えてください。

○議長（山路 有君） 松田委員長。

○総務経済常任委員長（9 番 松田 悦郎君） 今報告したり、説明したりした中で、これから更に議員として、要望に向けて申し述べていくということを一応確認しております。

以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） 先ほど委員長が言われたように、信号機設置には多くのハードルがあるし、越えなければいけないものがたくさんあるというのは、多分、請願者の皆さんも分かるのではないかと思うんですけども、議会だけの力とか動きでは到底難しいと思いますし、これ急々にしていただきたいということは本当に難しいような気がしますので、議会だけではなく先ほど言われたように、地域のみなさん、学校も巻き込んでですかね。後は請願者の皆さんもここで請願を出された、次に何ができるかっていうことを考えていただかないといけなくて、署名を募るとか、ああいうこともやっていかないと、議会ではなかなか難しいっていうのもありますので、ただ、やっぱりその点をわかっている請願を出されたと思いますので、急いで今以上の対策を考える必要があると思うんですけども、先ほど何点か言われましたけれども、その木を切るとかですか、その辺は議会として約束ができるものなんではないでしょうか。最後の質問ですので、お願いします。

○議長（山路 有君） 松田委員長。

○総務経済常任委員長（9 番 松田 悦郎君） 署名の方は、いつだったか、ちょっと日にちを書いておりませんが、署名を集めていただいて署名をもって警察の方にお願いの文書を出しているというふうに、一応請願者の方から聞いておりますし、課長の方からも聞いております。

それから先ほどの報告の中でこの周辺の木を切ってもいいと、こういうことだったのですが、これは課長の方からそういうお話しがあつて、それをもう一辺確認をするという課長の説明もありましたので、最初の報告で言ったように木を切ってもよいというのは課長の発言で、それをこれから課長も確認をしていくということなんで、ちょっと、若干違つておるのかなと今切つていいだなくて、これから再度確認をしていくということで、その木も切っていくというような話も会議の中で進めています。

○議長（山路 有君） よろしいですか、先ほど委員長の質疑に対しての報告で、現状が 4.5 メートルで 5 メートルという言葉があつたんですけれども、委員長も今確認されると思いますけれども、5.5 メートル以上ですので、その辺は再度、5 メートルではありませんので、5.5 ということをこの間確認をしておりますので付け加えておきたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。委員長にちょっと質問させていただきたいと思います。先ほど同僚議員からもありましたけれども、本請願は平成 27 年の 3 月議会でも、いわゆる信号機を設置して下さいということで請願があつておるものであります。それでその後、最近 10 月の半ばごろなんですけど、ちょっとあそこで事故があつて、やはり危ないなあどうなつとるんだらうかなあと、やっぱり信号がないといけんなあということで、多分請願されてきた、されて来られたというもんだと思っております。

それでちょっとお聞きしたいと思います。12 月の 6 日、今月の 6 日の午後に委員会の方で行政の方から説明を、村長の方から説明を受けられたと思います。要はそういうことでちょっと、その関連でお聞きしたいと思いますが、平成 23 年の 3 月議会、第 1 回の請願で議決になった後、この度 2 回目の請願があるまでに、議会へ向けた行政からの経過説明等はあつりましたでしょうか。これをまず、お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田委員長。

○総務経済常任委員長（9 番 松田 悦郎君） わたしも総務の委員長になってからは、まだ 1 年

ちょっとなんです、わたしになってから初めてであります。

○議長（山路 有君） よろしいですか。松田委員長もうちょっと具体的に、初めてですのでそれ以上は、答弁ありますか。

○総務経済常任委員長（9番 松田 悦郎君） だから初めてなんで、受けておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） まあ、新たに委員長代わりましたんで、それ以降は受けておられないということであろうかと思えます。そのように理解させていただきました。

それから平成29年の9月、いわゆる関係地権者に説明されたということを知っています。といいますのは、本議会に入るまでに資料要求させていただきましたら、その中で29年の9月に関係地権者に説明されたけれども、要は土地の確保ということなんでしょうか。いわゆる交差点の環境整備、委員長もおっしゃっていましたが、という点から見て同意が得られなかったということなんです、その理由は、どうして環境整備ができなかったかということは聞いておられるでしょうか。

また、それに対して行政は、今後どのように進める予定であるかということも、もし聞いておられましたらお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田委員長。

○総務経済常任委員長（9番 松田 悦郎君） 環境整備につきましての話は多々ありましたが、近くの家、ちょうど交差点の角にある家の方につきましては、まあ家庭内の事情なのでここで言っているものなのか、悪いものなのかわかりませんが、まだ許可が出ていないということを知っています。

それからもう一つのアスファルトの方の事業所につきましても、道を拡大するという話で話をされたんですけども、これもそこを、角を道路幅にするとその会社の駐車場が確保できないということになると、営業もできないということで、断われているというふうには聞いております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 3回目になりますので、もう少し詳しくお聞きしたいと思いますけれども、要は道路幅員が足りないということや、交差点周辺のいわゆる路肩が軟弱だということや、信号機が設置できないということをお聞きしておりますけれども、そのあたり、た

例えば道路幅を拡げるとかというような検討等についてはなされたのでしょうか。

それから、あそこの道路形状を見ますと、どう見てもなかなか南側に拡げるのは難しいような状況があります。やっぱり、北側へというような感じもするわけでして、ということであれば、今度進出予定のいわゆるカインズホームですか、業者等との交渉等も関係してくると思うんですけども、そのあたりについては何か、もし参考になることがあれば聞かしていただきたいと思いますが。

○議長（山路 有君） 松田委員長。

○総務経済常任委員長（9番 松田 悦郎君） 最初に質問されました松本議員に答えたんですが、結局はこの道路幅を5.5メートルにするためには、水路の改修しかないということなんですけれども、水路の改修だけではトラックが乗れば埋没するというので、まず補強からしてかからないといけないだろうというところで、住民課を通じて建設産業課の方に、その工事をしていただくように総務委員会としても申し入れをしておりますので、後は行政の、どれだけ真剣に向かい合うかということではないかなと思っております。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。委員長報告に対し、反対賛成の順に行います。

討論については、その趣旨をわかりやすく、そして簡潔明瞭をお願いすることを冒頭申し上げておきます。

それでははじめに反対討論がありましたら、反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） それでは次に、賛成討論はありますか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。議長の許可が出ましたので、賛成討論をさせていただきます。先ほどの委員長への質問等のやり取りの中で明らかになったように、本請願は3年半前にもほぼ同じ請願内容で出てきております。やはり、なぜできないかではなく、どうしたらできるか、委員長報告にもありましたように、そのように考えていくものだろうとこのように思います。ましてや、請願というものは1年に1件から多くても3、4件ぐらいまでだという記憶がしております。

そういうことでまず、本日も傍聴に来ていただいておりますが、議会として、議員の1人として、まず請願者の方へうまくいっていないということについて、お詫びを申し上げたいと思います。その上で判明したいろいろな議会運営上の課題が、やはりこれについては出てきておるなあという感じがしております。やはり、先般も議決あったわけでありましてけれども、議決してそれで終わりになってしまったんじゃないかならうかという反省があります。議決結果の追跡といいますか、フォローが足りなかった、これは委員長の感想にもあった。あるいは委員会の中でも出てきたご意見、まさにそのとおりだと思います。

2点目がやはり、生きた情報を共有していく努力が、我々議会の方でも足らなかったんだろなという気がしております。やはり、行政に対して報告を求めていく姿勢が必要だらうかと思えます。これが2点目です。

3点目が、一步先を考え、あるいは一步先を見る配慮が、議会として足らんかったんじゃないかならうかとこのように思います。この段階になりますと、今の現状のままで信号機を設置することが非常に困難になります。都市計画の地区計画の段階から、ある程度配慮をしていく、先を見ながら配していく、配慮していく課題であったんじゃないかならうかとこのように思います。

泥縄式では解決はできない、こういう課題であらうかと思えます。ましてや、西館、東館の間の県道の交差点があります。これについても、事後に信号機が交通事故の発生が多いからということで、現在、請願に出ている場所のもう少し東側の交差点、現在は信号機が付いておりますけれども、同じような状況があつて、それに行政の方で対応していただいたという経緯がございますので、そのあたりも議会の方としても、一步先を考えながらいろいろ検討していく必要があるんじゃないかならうかとこのように考えております。

議会も行政も、目指すところ目的は同じであります。しっかり情報を共有し、推進していく必要性を強く感じたような状況であります。先般議会の方で、ぎかい懇談会ということで、11月の17日から25日の間、議員が3人くらいずつ各自治会に出て、いろいろご意見を伺わしてもらいました。その中で、イオンを誘致した際の話をもとに元議員の方が話しておられました。東京本社に議員が職員といっしょに数人で行って、話がまとまった時の話が本当に良かったということをおっしゃってました。誇らしく、やりがいを感じられたんだらうなというふうにわたしは理解しました。

広域的な、あるいは対外的な課題、これが非常に都市の開発に伴って発生する可能性があります。

今回は、その請願のある交差点だけですけれども、これから更に西の方にも同じような状況が発生してくる可能性のある交差点があります。ホレコ川の手前の方にあります。そういう状況ですので、今後こそ行政、議会一体となつてともに活動、終局的な目標に向かって活動していく努力が必要なんだろうなとこのように思います。

来年は元号が改正となる記念すべき年であります。信号設置の請願内容からすれば、現状はほとんど当初と変わっておりません。確かに交差点内のカラー舗装とか、標識の大型化など以前と比べたらよくはなっておりますけれども、根本的なところは変わっておりません。そういうことですので、早急に設置していく必要があります。早急に設置されるよう祈念いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですのでこれで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、本請願を採択することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第2 陳情第5号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第5号「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書提出に関する陳情についてを議題といたします。

本陳情は本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果についての報告を求めます。

松田委員長。

○総務経済常任委員長（9番 松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。会議規則第94条第1項の規定により陳情報告を行います。

総務経済常任委員会に付託されました陳情第5号を、12月7日午前9時から委員会室におきまして審査を行いました。出席議員は敬称を略します。加藤、三島、山路、松田の常任委員4人で慎重審議を行い、その審査と結果について報告をします。

陳情第5号「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書提出に関する陳情は、賛成多数で不採択すべきとなりました。各議員の審査経緯につきましては、最初に、陳情の趣旨は政策のことでなく、安倍総理個人の資質のことだけなので全面的に賛同はむずかしい。次に、陳情者の意見は個人攻撃に見え、政権に対することではなく安倍総理個人に対しての意見なので陳情には値しない。次に、安倍総理の発言内容を見れば陳情の趣旨もわからないでもないが、今、国会運営での野党の姿勢を見れば、即退陣せよと言われても納得できない。国の将来がかかっているのです、これをもって即退陣というわけにはならない。

以上、個人攻撃が中心の陳情には値しないし、納得ができない意見が多く趣旨採択1名、不採択2名となり賛成多数で不採択となりました。以上、報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので陳情第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。始めに反対討論から行います。討論はありますか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。陳情第5号、「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書提出に関する陳情について、ただいまの委員長の審査報告は不採択すべきでした。わたくしは委員長報告に反対し、採択を求めて討論いたします。

陳情団体の基地のない平和で豊かな沖縄をめざす会は、1995年沖縄でのアメリカ兵暴行事件をきっかけに、首都圏域で発足されて個人加盟の会です。陳情者の芳沢明子さんは、この会の会員で沖縄県出身の方です。

陳情の趣旨は、安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピールを支持する意見書を国に提出してほしいというものです。沖縄県出身の陳情者は、沖縄知事選挙で示された県民の民意を無視して、国民のための権利救済制度である行政不服審査制度を乱用し、力づくで沖縄の民意を押しつぶそうとする日本政府のあまりのひどいやり方に、やむにやまれぬ思いからの陳情行動であったことがわたくしには伝わってきました。

趣旨説明にある森友加計問題では、国会の場で首相のうその答弁につじつまを合わせるために、まわりがうそを重ね、情報を隠ぺいし、公文書を改ざん、廃棄まで行われました。その後も首相の関与を示す新事実が明らかになっても、問題の徹底究明を避け、その場しのぎの答弁が繰り返

し行われています。うそと隠ぺいの政治は、南スーダンPKOに派遣された自衛隊の日報かくし、働き方改革法、出入国管理法をめぐるデーターのねつ造や隠ぺいなど、他の分野にも広く及んでいます。

また、出入国管理法改定案の来年4月施行を急ぐのは、総理の御意向だと法務省担当者が与党に説明、衆議院通過を首相の外遊日程にあわせたと説明するなど、国会を愚弄する暴走が目につきます。これらの事態の震源地は、安倍首相であることを多くの国民は感じとり、政治モラルの劣化を危惧し、安倍内閣の退治を求めることは当然のことであり、今年6月6日に発表された、世界平和7人委員会のアピールには多くの国民の気持ちが表現されています。

以上が、わたくしの陳情趣旨に賛同する理由です。皆様のご賛同を心より訴え、委員長報告に対する反対討論といたします。

○議長（山路 有君） 次に賛成討論はありませんか。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 4番、加藤修です。委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

請願、陳情を処理する場合、そもそもその内容が、市町村議会が持つ権限をもってして、審査すべき内容であるかどうかということの基本として整理する必要があると考えます。

ご承知のとおり、議会で行う一般質問についても、市町村村政にまったく関係ないものは議長が許さないことになるかとされていますし、請願、陳情に関しては町村行政なり、議会の権限に属しない事項に係るものは不採択とするほかないとされています。このように、市町村議会は自分たちが持つ権限をもって、審議、審査等をするべきであって、国や都道府県の扱う事務や施策、あるいは、この度の政治家個人に関する賛否の姿勢を、市町村議会が示すことは本来適切ではないと考えます。

よって、委員長報告不採択に賛成いたします。皆様のご賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これから陳情第5号を採決いたします。

原案について採決いたします。本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数 2対6]

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって陳情第5号は不採択とすることに決定

いたしました。

日程第3 陳情第6号

○議長（山路 有君） 日程第3、陳情第6号待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（7番 橋井 満義君） ただいまより、本定例会における平成30年12月3日に、教育民生常任委員会に付託をされました、陳情第6号についての審査の経過と結果について報告をさせていただきます。本案件につきましては、教育民生常任委員会は去る12月6日午前9時より、議会委員会室において江田、松本、井藤、河中、そして橋井、5名で審査をさせていただきました。

つきましては、これらの審査経過の概要についてご説明申し上げます。審査といたしましては、陳情の趣旨、そして理由をまず精査をいたしまして、理由内容のおおまかなところは保育環境の状況の待ったなしの課題の点、そして保育所の整備そしてこの配置基準等の問題を提案をされておられました。しかるにそこから審議を各委員で行いましたところ、各委員の中からの意見といたしまして、別添で添付をされております資料等の中の、この県内の実態がどうなのか、この意見書の中で申されております19町村の慢性的な保育所不足を指摘しておられますが、これらの実態が本村も19市町村の中の村であります。本村にもこれらは該当しておるのかという疑義の点等がありました。そしてこの意見書案の中でも、2点目にありますこの公定価格等の根拠説明がありましたが、賃金根拠はこれらについては不明ではないかというような意見等もございました。

これら意見を総括いたしまして、最終的に各委員の決を取りましたところ本件につきましては、採択が3、趣旨採択が1ということで賛成多数で採択すべきという結果となりました。これらの提案者につきましては、鳥取の保育を考える会ということで会長石井由加利氏から出ています。これは通年出ておるわけではありますが、今回につきましてはこれらの内容が違っておったために本委員会で扱ったということになります。以上が本陳情に対する概略の説明でございました。なにとぞご審議下さい。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、陳情第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番 三島です。先ほど委員長の報告の中で保育環境についても話をいたしましたということもありましたけれども、日吉津村をこう考えた時とか、全体を考えて保育環境についてどういうお話し合いが行われたのでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋井委員長。

○教育民生常任委員長（7番 橋井 満義君） 保育環境についての云々というのはあくまでも、この陳情の趣旨といいますか、この陳情の内容と本村をてらしてのお話しをしたということでもありますので、それをつぶさに本村の、その内容を、究極論議をしたということではございません。あくまでも本村における勤務体系や、実態といいますか、勤務状況というものをその中でお話し合いをして、これらが今回の意見書を出されておるものと比較をした中で、日吉津村がこの19町村のそこに果たして該当しているということであれば、これらと齟齬の部分はあるなということをお話しをさせていただきました。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4 議案第47号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号は原案のとおり承認されました。

日程第 5 議案第 48 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 48 号日吉津村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 49 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 49 号日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 50 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 50 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 51 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 51 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案 52 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 52 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 53 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 53 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 54 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 54 号平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 55 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 55 号鳥取県町村総合事務組合の組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 56 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、議案第 56 号財産の取得についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 発議第 6 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、発議第 6 号待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（7 番 橋井 満義君） 発議第 6 号、日吉津村議会議長山路有様、提出者教育民生常任委員長橋井満義。

待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出をいたします。

待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書案でございます。2015 年の子ども子育て支援新制度実施以降においても、待機児童の増加、慢性的な保育士不足など保育問題は深刻化しており、保育子育て環境の整備は待ったなしの課題となっている。すべての子どもたちが、安心して育つことのできる社会を実現するためには、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員と、処遇改善による保育の質の確保、保育の無償化も含めた総合的な対策を進めることである。よって、国においては予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう以下について要望する。1、待機児童を解消し、地域の子ども子育て支援を拡充させるために、国として認可保育所の整備計画をたて、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。2、保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために、公定価格の改善など必要な措置を行うこと。3、保育の無償化の実現にあたっては、地方自治体の負担増とならないよう、国として必要な財源措置を行うこと。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 14 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣、衆議院議長、参議院議長、以上であります。よろしくご賛同下さい。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑、討論ないものとし、これから発議第 6 号を採決します。本発議は原案のとおり、意見書を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって発議第6号は原案のとおり、意見書を提出することに決定しました。

日程第15 議案第57号

○議長（山路 有君） 日程第15、議案第57号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

追加議案でありますので、提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第57号は、日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます、その提案理由をご説明申し上げます。

去る8月10日の人事院勧告にもとづいて、国家公務員の給与改定法案が成立したことに伴いまして、本村の条例を改正するものでございます。一般職に関わる月例給の平均改定率を0.2パーセントとして、一時金のうち勤勉手当を0.05月引き上げることなどが主な条例改正の内容であります。

以上が、議案第57号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりましたので、つづいて質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。県下の他の町の自治体の状況がわかれば教えてくださいませんか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。全県下はちょっと調べてはおりませんが、西部町村はすべて人事院勧告にもとづいて条例改正等しております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 58 号

○議長（山路 有君） 日程第 16、議案第 58 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）についてを議題といたします。

追加議案でありますので、提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第 58 号は、平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）でございまして、その提案理由についてご説明を申し上げます。歳入歳出それぞれ 111 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 1,860 万 8,000 円とするものであります。

これは人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う、一般職給や職員手当など人件費の増額が主なものでございます。財政調整基金繰入金 111 万 2,000 円で予算を調整いたしておりますので、よろしく願いして、以上で、議案第 58 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） 7 番、橋井です。ちょっと、確かめたいことがあったんです。58 号のこの補正予算についてなんですけれども、この職員給のこの変更になるということなんですけれども、ちなみにこの職員の共済組合の負担金の項目で、これに上がっていない費目といますか、款の部分では、どういうふうな扱いにされているのかなと思ったんですけれども、その辺の仕組みがちょっとわたしうといもんですから、それだけ教えていただけませんか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。人勧に伴う変更になったものだけを上げておりますので、関わりのない部分については上げておりません。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 59 号

○議長（山路 有君） 日程第 17、議案第 59 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 回）についてを議題といたします。

追加議案でありますので、提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第 59 号は平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 回）についてであります。

その提案理由を説明申し上げますが、歳入歳出それぞれ 7 万 6,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,476 万 1,000 円とするものであります。これは一般会計同様、給与条例の改正に伴う人件費の増額でございまして、一般会計繰入金 7 万 6,000 円で予算調整をさせていただいておりますので、よろしく願いをして、以上で議案第 59 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 18、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程 19、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 20、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします

議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて終了いたしました。これをもって、会議を閉じ平成 30 年第 4 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2 時 38 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員